



2024年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社テクノ菱和
代 表 者 の 代表取締役 加藤 雅也
役 職 氏 名 社長執行役員
(コード番号 1965 東証スタンダード市場)
問 い 合 せ 先 上席執行役員 鈴木 俊夫
管理本部長
電 話 番 号 03-5978-2541

「株式付与ESOP信託」の導入に関するお知らせ

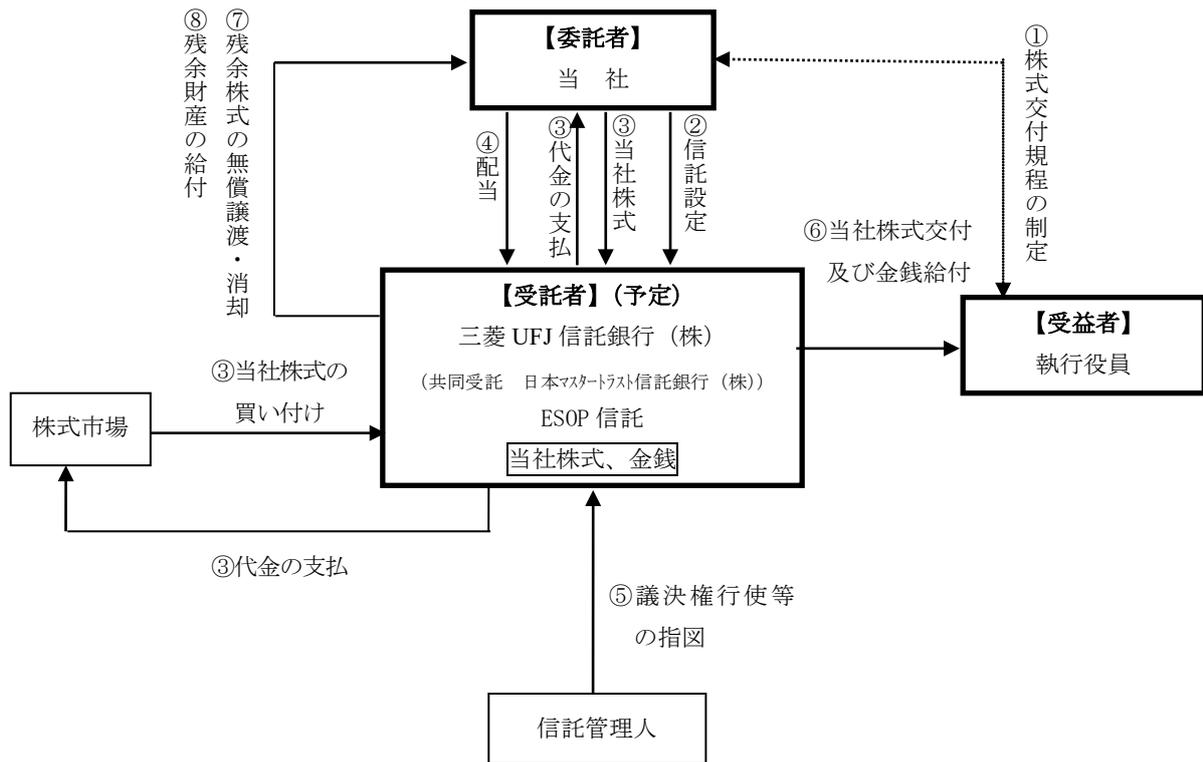
当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社の雇用型執行役員（国内非居住者を除く。以下「執行役員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「本信託」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本信託導入の目的等

- (1) 当社は、執行役員を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本信託を導入いたします。
- (2) 本信託は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社が執行役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は予め定める株式交付規程に基づき、執行役員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の業達目標成度等に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、退職時に執行役員に交付及び給付（以下、「交付等」という。）します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、執行役員の負担はありません。
- (3) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続的に実施することを予定しております。
- (4) 本信託の導入により、執行役員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した執行役員の業務遂行を促すとともに、執行役員の勤務意欲を高める効果が期待できます。

2. 本信託の仕組み



- ① 当社は、本信託の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する執行役員を受益者とする本信託を金銭で設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす執行役員に対して、当社株式等の交付等を行います。
- ⑦ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本信託またはこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用する場合には、執行役員に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せずに終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下、「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※受益者要件を充足する執行役員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 執行役員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 執行役員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約時期 | 2024年9月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2024年9月（予定）～2027年9月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2024年9月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 109百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 権利帰属者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。 |

以上